【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の十**　長官権限のうち法第百六十三条第一項又は第百六十五条の二第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する報告書が法第百六十三条第二項又は第百六十五条の二第二項の規定により金融商品取引業者又は登録金融機関を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、当該金融商品取引業者又は登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に、取引所取引許可業者を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、関東財務局長に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び法第百六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項及び第百六十五条の二第十項の規定による申立ての受理

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の十**　長官権限のうち法第百六十三条第一項又は第百六十五条の二第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する報告書が法第百六十三条第二項又は第百六十五条の二第二項の規定により金融商品取引業者又は登録金融機関を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、当該金融商品取引業者又は登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に、取引所取引許可業者を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、関東財務局長に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び法第百六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項及び第百六十五条の二第十項の規定による申立ての受理

（改正前）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の十**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の十**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社　を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

（改正前）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社　を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社　を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店　の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

（改正前）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社又は外国証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該報告書に係る支店）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

【平成15年5月23日 政令第231号】

（改正後）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、　居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、　非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社又は外国証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該報告書に係る支店）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

（改正前）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、第四十一条第一項に規定する居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同項に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社又は外国証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該報告書に係る支店）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の六**　長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、第四十一条第一項に規定する居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同項に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

２　前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社又は外国証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該報告書に係る支店）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

３　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第百六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二　法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

（改正前）

（新設）